

新制度幼稚園
認定こども園（教育部分）
保護者各位



子どものための教育・保育給付認定申請についてのお知らせ

幼稚園利用料の無償化を受けるためには、申請書の提出及び市からの認定が必要となります。下記をご確認の上、期限内に必要な書類を施設へご提出ください。

※預かり保育利用料の無償化に関しては、別途「子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号）」を受ける必要があります。

記

1. 提出物

・子どものための教育・保育給付認定申請書

※宇部市ウェブサイト申請書の記入例を掲載しております。



〈宇部市ウェブサイト〉

2. 提出期限

施設の指定する日

※認定開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。遅れて申請のあった場合、市受付日が最短の認定日となります。

3. 家族状況等の変更に伴う必要書類の提出について

家族状況等の変更が生じた際は、宇部市保育幼稚園課又は在園中の施設まで、速やかに届出をお願いします。提出書類については、以下をご確認ください。

なお、変更は原則として、翌月からの適用となりますのでご注意ください。

変更事項	提出書類	提出期限	備考
結婚	家族状況変更届	随時（結婚後速やかに）	
離婚	家族状況変更届	随時 （離婚後速やかに）	離婚成立後も同居している場合、同一世帯として取扱います。
家族状況	家族状況変更届	随時 （変更後速やかに）	出生・転居（祖父母と同居開始、終了等の世帯員の一部転居含む。）・氏名変更等の変更
障害者手帳	障害者手帳写し	随時（手帳交付・喪失後速やかに）	新たに障害者手帳の交付を受けた場合や喪失した場合は届出てください。
確定申告 （申告・修正等）	—	—	保育幼稚園課に連絡してください。

お問合わせ先：宇部市役所保育幼稚園課
認定係 TEL：0836-34-8327